

学校法人 日本大学寄附行為

昭和26年2月26日認可	昭和57年4月1日*	平成18年3月22日*
昭和26年10月16日改正	昭和57年6月23日*	平成18年4月1日*
昭和26年11月2日*	昭和58年3月24日*	平成19年4月1日*
昭和27年3月31日*	昭和58年9月30日*	平成20年7月29日*
昭和27年9月26日*	昭和59年8月15日*	平成21年3月31日*
昭和28年8月13日*	昭和60年10月2日*	平成21年4月1日*
昭和29年8月9日*	昭和62年8月28日*	平成21年10月30日*
昭和31年3月9日*	昭和62年12月23日*	平成22年3月31日*
昭和33年7月10日*	昭和63年5月26日*	平成22年4月1日*
昭和36年2月18日*	昭和63年6月29日*	平成23年3月31日*
昭和36年5月30日*	昭和63年11月29日*	平成23年4月1日*
昭和37年11月28日*	平成元年9月4日*	平成23年6月3日*
昭和38年6月20日*	平成2年1月19日*	平成24年4月1日*
昭和40年1月25日*	平成2年10月2日*	平成24年10月15日*
昭和41年1月25日*	平成4年3月19日*	平成25年4月1日*
昭和41年2月24日*	平成4年12月21日*	平成25年6月7日*
昭和41年4月1日*	平成5年11月30日*	平成26年6月13日*
昭和43年12月28日*	平成6年8月5日*	平成26年9月26日*
昭和46年2月18日*	平成7年6月2日*	平成27年1月19日*
昭和47年11月9日*	平成7年12月22日*	平成27年3月31日*
昭和49年3月30日*	平成9年5月16日*	平成27年4月1日*
昭和50年10月9日*	平成9年12月19日*	平成28年1月15日*
昭和51年2月26日*	平成10年5月13日*	平成28年4月1日*
昭和51年5月28日*	平成10年12月22日*	平成28年6月3日*
昭和51年10月22日*	平成11年3月23日*	平成29年4月1日*
昭和51年11月10日*	平成11年6月30日*	平成30年6月1日*
昭和52年3月30日*	平成11年12月22日*	令和2年3月17日*
昭和52年5月21日*	平成12年7月19日*	令和2年4月1日*
昭和52年7月15日*	平成12年7月28日*	令和3年6月4日*
昭和52年12月21日*	平成12年12月27日*	令和4年4月22日*
昭和53年3月31日*	平成13年9月28日*	令和4年11月22日*
昭和53年12月25日*	平成15年3月28日*	令和5年4月1日*
昭和54年8月18日*	平成15年5月23日*	令和5年12月22日*
昭和54年9月22日*	平成15年11月27日*	令和6年2月1日*
昭和55年3月1日*	平成16年3月31日*	令和7年1月24日*
昭和55年8月29日*	平成17年1月28日*	令和7年4月1日*
昭和56年3月31日*	平成17年3月9日*	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人日本大学という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段南四丁目8番24号（日本大学本部）に置く。

(運営の基本)

第3条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するものほかこの寄附行為の定めるところによる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校・研究所を設置して教育、研究及び保育を行うことを目

的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の学校を設置する。

1 日 本 大 学
大 学 院

法 学 部 第一部	法 学 研 究 科 文 学 研 究 科 経 済 学 研 究 科 芸 術 学 研 究 科 危 機 管 理 学 研 究 科 理 工 学 研 究 科 工 学 研 究 科 歯 学 研 究 科 生物資源科学研究科 薬 学 研 究 科 法 務 研 究 科	新 聞 学 研 究 科 総 合 基 礎 科 学 研 究 科 商 学 研 究 科 国 際 関 係 研 究 科 ス ポ ーツ 科 学 研 究 科 生 産 工 学 研 究 科 医 学 研 究 科 松 戸 歯 学 研 究 科 獣 医 学 研 究 科 総 合 社 会 情 報 研 究 科
法 学 部 第二部	法 律 学 科 新 聞 学 科 公 共 政 策 学 科	政 治 経 济 学 科 経 営 法 学 科
文 理 学 部	哲 学 科 国 文 学 科 英 文 学 科 社 会 学 科 教 育 学 科 心 理 学 科 地 球 科 学 科 情 報 科 学 科 生 命 科 学 科	史 学 科 中 国 語 中 国 文 化 学 科 ド イ ツ 文 学 科 社 会 福 祉 学 科 体 育 学 科 地 球 学 科 数 学 科 物 理 学 科 化 学 科
経 济 学 部	経 济 学 科 金融公共経済学科	产 業 経 営 学 科
商 学 部	商 業 学 科 会 計 学 科	經 営 学 科
芸 術 学 部	写 真 学 科 美 術 学 科 文 芸 学 科 放 送 学 科	映 画 学 科 音 楽 学 科 演 剧 学 科 デ ザ イ ン 学 科
国 際 関 係 学 部	国 際 総 合 政 策 学 科	国 際 教 養 学 科
危 機 管 理 学 部	危 機 管 理 学 科	
ス ポ ーツ 科 学 部	競 技 ス ポ ーツ 学 科	
理 工 学 部	土 木 工 学 科 建 築 学 科 ま ち づ く り 工 学 科 精 密 機 械 工 学 科	交 通 シ ス テ ム 工 学 科 海 洋 建 築 工 学 科 機 械 工 学 科 航 空 宇 宙 工 学 科

生産工学部	電気工学科	電子工学科
	応用情報工学科	物質応用化学科
	物理学科	数学科
	機械工学科	電気電子工学科
	土木工学科	建築工学科
	応用分子化学科	マネジメント工学科
	数理情報工学科	環境安全工学科
工 学 部	創生デザイン学科	
	土木工学科	建築学科
	機械工学科	電気電子工学科
医学部	生命応用化学科	情報工学科
	医学科	
歯学部	歯学科	
松戸歯学部	歯学科	
生物資源科学部	生命農学科	生命化学科
	獣医学科	動物資源科学科
	食品ビジネス学科	森林資源科学科
	海洋生物資源科学科	生物環境工学科
	食品生命学科	国際地域開発学科
	応用生物科学科	くらしの生物学科
	バイオサイエンス学科	動物学科
	海洋生物学科	森林学科
	環境学科	アグリサイエンス学科
	食品開発学科	国際共生学科
	獣医保健看護学科	
薬学部	薬学科	
通信教育部		
2 日本大学短期大学部		
3 日本大学高等学校	ビジネス教養学科	食物栄養学科
4 日本大学櫻丘高等学校	建築・生活デザイン学科	ものづくり・サイエンス総合学科
5 日本大学鶴ヶ丘高等学校	全日制課程 普通科	
6 日本大学藤沢高等学校	全日制課程 普通科	
7 日本大学豊山高等学校	全日制課程 普通科	
8 日本大学豊山女子高等学校	全日制課程 普通科 理数科	
9 日本大学三島高等学校	全日制課程 普通科	
10 日本大学明誠高等学校	全日制課程 普通科	
11 日本大学山形高等学校	全日制課程 普通科	
12 日本大学習志野高等学校	全日制課程 普通科	
13 日本大学東北高等学校	全日制課程 普通科	
14 日本大学中学校		
15 日本大学藤沢中学校		
16 日本大学豊山中学校		
17 日本大学豊山女子中学校		

18	日本大学三島中学校	
19	日本大学藤沢小学校	
20	日本大学幼稚園	
21	日本大学認定こども園	
22	日本大学医学部附属看護専門学校	看護専門課程
23	日本大学歯学部附属歯科技工専門学校	歯科技工専門課程
24	日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校	歯科衛生専門課程
25	日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校	歯科衛生専門課程

(付随事業)

第6条 この法人は、前条に掲げる学校のほか、国際化推進のために、次に掲げる海外施設を設置する。

- ① 日本大学ニューカッスルキャンパス

2 前項の施設においては、この法人が行う教育研究活動に付随する事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 日本大学ニューカッスルキャンパスにおける施設の賃貸

(収益事業)

第7条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- ① 損害保険代理業
- ② 生命保険媒介業

第3章 機関の設置

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第8条 この法人に、次の役員を置く。

- ① 理事 14名以上24名以内
- ② 監事 4名以上5名以内

2 この法人に、評議員30名以上36名以内を置く。

3 この法人に、会計監査人1名を置く。

(理事選任機関)

第9条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(理事の選任)

第10条 この法人の理事は、学校法人の管理運営に必要な知識と経験を有し、かつ、この法人の目的及び使命を深く理解し、その職責を十分に果たすことができると認められる者とする。

2 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- ① 理事長推薦委員会で選出され、理事選任機関において選任した者

1名

- ② 日本大学学長（以下「学長」という）のうちから理事選任機関において選任した者 1名
- ③ 日本大学副学長（以下「副学長」という）のうちから理事選任機関において選任した者 1名以上3名以内
- ④ 理事長が推薦し、理事会の議を経て、理事選任機関において選任した者 2名以内
- ⑤ 日本大学各学部及び日本大学通信教育部の教員のうち各代表の互選により選出され、理事選任機関において選任した者 3名以上4名以内
- ⑥ 日本大学本部、日本大学各学部及び日本大学通信教育部の職員のうち各代表の互選により選出され、理事選任機関において選任した者 1名以上2名以内
- ⑦ 日本大学付属高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び認定こども園の教職員のうち各代表の互選により選出され、理事選任機関において選任した者 1名
- ⑧ この法人の設置する学校を卒業した者又はこの法人で専任教職員であった者のうちから校友理事・評議員候補者推薦委員会で選出され、理事選任機関において選任した者 1名以上3名以内
- ⑨ 学識経験者のうちから学識経験理事・評議員候補者推薦委員会で選出され、理事選任機関において選任した者 5名以上7名以内
- 3 前項第2号、第3号、第5号、第6号及び第7号に定める理事が、その職を退いたときは、理事の職を失う。
- 4 理事選任機関は、理事が欠けた場合又は第2項各号に掲げる員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。ただし、第2項第1号から第4号までは除く。
- 5 この法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。
- 6 第2項各号に規定する理事の選出方法は、学校法人日本大学寄附行為施行規則（以下「寄附行為施行規則」という）において定める。
- 7 第2項第1号に規定する理事長推薦委員会の構成、運営その他必要な事項は、学校法人日本大学理事長推薦規則において定める。
- 8 第2項第8号に規定する校友理事・評議員候補者推薦委員会の構成、運営その他必要な事項は、校友理事・評議員候補者推薦委員会規程において定める。
- 9 第2項第9号に規定する学識経験理事・評議員候補者推薦委員会の構成、運営その他必要な事項は、学識経験理事・評議員候補者推薦委員会規程において定める。

（理事の資格及び構成）

第11条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

（理事の任期）

第12条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

- 2 理事は、再任されることができる。ただし、第10条第2項第1号から第4号までに規定する理事及び第9号に規定する理事は、各号それぞれにつき通算2期とする。
- 3 理事は、満70歳に達した日をもって定年とする。ただし、前項ただし書きに規定する理事は、この限りでない。
- 4 前項にかかわらず、第10条第2項第8号に規定する理事が第1項に定める定時評議員会の前に満

70歳に達したときは、その後最初に開催される定時評議員会の終結の時をもって定年とする。

(理事の解任及び退任)

第13条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- ① 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ④ 理事としてふさわしくない非行があったとき。
- ⑤ 理事長を辞職したとき又は解職されたとき。
- ⑥ 第10条第2項第3号に定める理事は、当該副学長を推薦した学長が退任したとき。
- ⑦ 第10条第2項第4号に定める理事は、当該理事を推薦した理事長が退任したとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもつて当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は、次の事由によって退任する。

- ① 任期の満了
- ② 辞任
- ③ 死亡
- ④ 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第14条 理事は、第8条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第15条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第16条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事（理事長及び第18条第4項に基づき選定された代表業務執行理事を除く）のうち若干名を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(理事長)

第18条 この法人の理事長は、学校法人の管理運営に必要にして十分な知識と経験を有し、かつ、この法人の目的及び使命を深く理解し、社会的信望をもって健全な運営のために職責を果たし得る者

とする。

- 2 前条第2項の理事長の選定に当たっては、理事会は、理事長推薦委員会による選出過程を尊重し、理事長の選定を行うものとする。
- 3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 4 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会は、その決議によって、理事のうちから代表業務執行理事を選定することができる。
- 5 前項で選定された代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 6 理事会は、次に定める事由があるときは、その決議によって、代表業務執行理事を解職する。
 - ① 理事長の事故が解消されたとき。
 - ② 新理事長が選定されたとき。
 - ③ 代表業務執行理事を解職する必要性が生じたとき。
- 7 理事長の任期は、選定後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再選を妨げない。ただし、通算2期を超えて理事長に選定することはできない。
- 8 理事長を退任した者は、この法人の理事若しくは監事又は評議員に新たに就任することができない。
- 9 前項にかかわらず、理事長として1期目の任期を満了し退任した者が、第10条第2項第1号に基づき理事に再任される場合はこの限りでない。
- 10 理事長を補佐するため、理事会は、理事長の推薦を経て、その決議によって、業務執行理事のうちから副理事長を選定することができる。

(代表権の制限)

第19条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。ただし、前条第4項に基づき選定された代表業務執行理事はこの限りでない。

(理事の報告義務)

第20条 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第3節 学長及び副学長

(学長)

第21条 理事である学長は、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する。

- 2 学長は、別に定める日本大学学長選出規則によって選任する。
- 3 学長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長の推薦により学部長会議の意見を聴いた上、理事会の議を経て定められた副学長が、学長の職務を代理し又は代行する。
- 4 学長の任期は、4年とし、再選を妨げない。ただし、通算2期を超えて学長に選任することはできない。

(副学長)

第22条 理事である副学長は、学長を補佐し、学長の命により、この法人の設置する学校の校務の一部を分掌する。

- 2 副学長は、学長の推薦により学部長会議の意見を聴いた上で、理事会の議を経て選任する。
- 3 副学長の任期は、前条第4項の規定を準用する。

第4節 理事会の運営

(招 集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運 営)

第24条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第34条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(決 議)

第25条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - ① 寄附行為の変更
 - ② 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
 - ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - ④ 引当資産の設定、基本財産中の不動産及びその他重要な資産の処分並びに不動産の取得に関する事項。ただし、各種引当資産の当該目的への処分は除く。
 - ⑤ 残余財産の帰属者の決定
 - ⑥ 収益を目的とする事業に関する重要な事項

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - ② この法人の合併

- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(業務の決定の委任)

第26条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、常務理事会又は理事長若しくは業務

執行理事に委任することができる。

- 2 常務理事会は、前項に基づき常務理事会に委任された事項及び理事長が緊急の措置を講ずる必要があると認める事項を議決し執行するほか、理事会に付議すべき事項に関し、あらかじめ協議するものとする。
- 3 前項により緊急の措置を講じたときは、理事長は、速やかに理事会に報告して、その承認を得るものとする。
- 4 常務理事会の構成、運営その他必要な事項は、常務理事会規程において定める。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長、出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。第53条第2項において同じ）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

第5章 監 事

第1節 選任及び解任等

(監事の選任)

第28条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 評議員会は、監事の総数が4名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第29条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第30条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

- 2 監事は、再任されることができる。ただし、通算2期を超えて監事に選任することはできない。

(監事の解任及び退任)

第31条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - ④ 監事としてふさわしくない非行があったとき。
- 2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。
 - 3 監事は、次の事由によって退任する。

- ① 任期の満了
- ② 辞任
- ③ 死亡
- ④ 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第32条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。
- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第33条 監事は、第8条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の2分の1を超えるものが欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 職務等

(監事の職務)

第34条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ① この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - ② この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - ③ 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
 - ④ この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む）に報告すること。
 - ⑤ 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
 - ⑥ 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務
- 2 前項第5号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。
- (常勤監事の選定及び解職)

第35条 監事のうち2名を常勤監事とし、監事の過半数の合意をもって選定する。常勤監事を解職するときも、同様とする。

(調査権限等)

第36条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 4 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるとときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差止め)

第37条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第6章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任)

第38条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- | | |
|--|------------|
| ① 日本大学各学部、日本大学通信教育部及び日本大学短期大学部の教員のうち各代表の互選により選出され、理事会において選任した者 | 5名以上6名以内 |
| ② 日本大学本部、日本大学各学部及び日本大学通信教育部の職員のうち各代表の互選により選出され、理事会において選任した者 | 2名以上3名以内 |
| ③ 日本大学付属高等学校、中学校、小学校、幼稚園及び認定こども園の教職員のうち各代表の互選により選出され、理事会において選任した者 | 1名以上2名以内 |
| ④ この法人と準付属校の取扱いに関する契約を締結した学校法人の各理事長又は各校長のうちから選出され、評議員会において選任した者 | 1名 |
| ⑤ この法人の設置する学校に在籍する者の保護者のうちから選出され、評議員会において選任した者 | 1名以上2名以内 |
| ⑥ この法人の設置する学校を卒業した者又はこの法人で専任教職員であった者のうちから校友理事・評議員候補者推薦委員会で選出され、評議員会において選任した者 | 9名以上10名以内 |
| ⑦ 学識経験者のうちから学識経験理事・評議員候補者推薦委員会で選出され、評議員会において選任した者 | 11名以上12名以内 |
- 2 前項第1号から第5号までに定める評議員は、その選出要件を満たさなくなったときは評議員の職を失うものとする。
 - 3 理事会又は評議員会は、それぞれ、評議員が欠けた場合又は第1項各号に掲げる員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。

5 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

6 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員に関する必要な事項は、寄附行為施行規則又は校友理事・評議員候補者推薦委員会規程若しくは学識経験理事・評議員候補者推薦委員会規程において定める。

(評議員の資格)

第39条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第40条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 評議員は、再任されることができる。ただし、通算2期を超えて評議員に選任することはできない。

(評議員の解任及び退任)

第41条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものとの決議によって解任することができる。

- ① 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- ② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- ④ 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- ① 任期の満了
- ② 辞任
- ③ 死亡
- ④ 私立学校法第31条第1項第2号又は第3号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

3 評議員は、第8条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の構成)

第42条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

(評議員会の職務等)

第43条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- ① 寄附行為施行規則及び寄附行為に関連する規程等に関する事項
- ② 事業計画の作成又は変更
- ③ 事業に関する中期的な計画の作成又は変更

- ④ 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準の策定又は変更
- ⑤ 収益事業に関する重要事項
- ⑥ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑦ 寄附金品の募集（募集期間が1年未満かつ募集目標額が1億円未満の募集を除く）に関する事項
- ⑧ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- ① 寄附行為の変更
- ② 予算に関する事項
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、多額の借財、基本財産中の不動産及びその他の重要な資産の処分に関する事項
- ④ 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- ⑤ 合併
- ⑥ 残余財産の帰属者の決定

（理事の行為の差止めの求め）

第44条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第37条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該請求その他の手続が行われないときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第45条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

（開催）

第46条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第47条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

- ① 会議の日時及び場所
- ② 会議の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
- ④ 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（評議員による招集）

第48条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（監事による招集）

第49条 第34条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第47条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

（招集手続の省略）

第50条 前3条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（運営）

第51条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

（決議）

第52条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行なわなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- ① 監事の解任
- ② 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができると評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

（議事録）

第53条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

- 第54条 理事長，代表業務執行理事，業務執行理事及び監事は，評議員会に出席しなければならない。
- 2 理事長，代表業務執行理事，業務執行理事及び監事は，評議員会において，評議員から特定の事項について説明を求められた場合には，当該事項について必要な説明をしなければならない。

第7章 理事会及び評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

- 第55条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合，理事長は，更に審議を尽くすために，当該事項を会議の目的である事項として，再度評議員会を招集することができる。
- 2 全ての理事は，前項の評議員会に出席し，前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。
- 3 評議員会は，前項の理事の説明を十分に尊重して，再度決議を行わなければならない。

第8章 協議員会

(協議員会)

- 第56条 この法人に，特に必要な重要事項について意見を聴くため，協議員会を置くことができる。
- 2 前項の協議員会については，別に定める学校法人日本大学協議員会規則による。

第9章 会計監査人

第1節 選任及び解任等

(会計監査人の選任)

- 第57条 会計監査人は，評議員会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第58条 会計監査人の任期は，選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし，その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは，再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

- 第59条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは，評議員会の決議によって解任することができる。

- ① 職務上の義務に違反し，又は職務を怠ったとき。
- ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- ③ 心身の故障のため，職務の執行に支障があり，又はこれに堪えないとき。
- 2 監事は，会計監査人が，前項各号のいずれかに該当すると認めるときであつて，評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは，監事全員の合意により，会計監査人を解任することができる。この場合，監事の互選によって定めた監事は，会計監査人を解任した旨及び解任の理由を，解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

- 第60条 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は，監事が決定する。

- 2 前項の規定による議案の内容の決定は，監事の過半数の合意によって行わなければならない。

- 3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 5 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

第61条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第2節 会計監査人の職務等

(会計監査人の職務等)

第62条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- ① 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
- ② 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- ③ 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- ④ 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつてこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又はこの法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第10章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第63条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第64条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会及び評議員会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。
- 3 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

(役員及び評議員の報酬)

第65条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第66条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には1か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の10分の1以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に對し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(責任限定契約)

第67条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という）、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる。

第11章 資産及び会計

(資産)

第68条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第69条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第70条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理

由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第71条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第72条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第73条 この法人の会計は、学校法人会計基準及び日本大学経理規程により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という）に区分するものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第74条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても、同様とする。

(事業報告及び決算)

第75条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- ① 事業報告
- ② 事業報告の附属明細書
- ③ 計算書類
- ④ 計算書類の附属明細書
- ⑤ 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第76条 この法人は、毎会計年度終了後3か月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第82条第2号において同じ）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第77条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登

記しなければならない。

第12章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第78条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第13章 解散及び合併

(解散)

第79条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- ① 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- ② この法人の目的たる事業の成功の不能
- ③ 合併
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第80条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議及び評議員会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財團法人に帰属する。

(合併)

第81条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第14章 補 則

(情報の公表)

第82条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- ① 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- ② 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第83条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法、日本大学学報に掲載する方法又は日本大学本部掲示場に掲示する方法により行う。

(施行規則)

第84条 この寄附行為の施行規則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し

必要な事項は、理事会が定める。

附　　則

- 1 平成11年6月30日付け及び平成11年12月22日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から、これを施行する。
- 2 従前の寄附行為により選任された理事・監事・顧問・評議員及び協議員等は、すべてこの寄附行為によって選任されたものとみなす。
- 3 日本大学理工学部交通工学科は、昭和55年4月1日をもって日本大学理工学部交通土木工学科に名称を変更する。
- 4 日本大学医学部附属看護専門学校 看護専門課程を昭和55年4月1日をもって設置する。
- 5 日本大学歯学部附属歯科技工専門学校 専門課程及び日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 専門課程は昭和55年3月1日をもって日本大学歯学部附属歯科技工専門学校 歯科技工専門課程及び日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程に名称を変更する。
- 6 日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校 専門課程は昭和55年3月1日をもって日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程に名称を変更する。
- 7 日本大学短期大学部建築科及び機械科は昭和55年8月29日をもって廃止する。
- 8 日本大学藤沢高等学校工業化学科及び電気科は昭和56年3月31日をもって廃止する。
- 9 日本大学三島高等学校土木科・建築科・機械科及び電気科は昭和57年4月1日をもって廃止する。
- 10 事務所の所在地は昭和57年7月3日をもって変更する。
- 11 日本大学大学院国際関係研究科を昭和58年4月1日をもって設置する。
- 12 日本大学理工学部第二部は昭和58年9月30日をもって廃止する。
- 13 日本大学高等学校定時制課程は昭和59年8月15日をもって廃止する。
- 14 日本大学豊山女子中学校を昭和61年4月1日をもって設置する。
- 15 日本大学薬学部を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 16 寄附行為第9条第1項第3号により薬学部から選出された理事並びに同第23条第1項第2号、同項第5号、同項第6号及び同項第8号により薬学部から選出された評議員の任期は、他の理事及び評議員の任期の残任期間と同一とする。
- 17 日本大学短期大学部生活環境科を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 18 日本大学農獸医学部応用生物科学科を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 19 日本大学明誠高等学校定時制課程は昭和63年5月26日をもって廃止する。
- 20 日本大学山形中学校を昭和63年11月29日をもって設置する。
- 21 日本大学短期大学部第一部文科・商経科・家政科及び同第二部商経科は平成2年4月1日をもって日本大学短期大学部第一部文学科・商経学科・生活文化学科及び同第二部商経学科に名称を変更する。ただし、同第一部文科・商経科・家政科及び同第二部商経科は平成元年度以前の入学生が全員卒業するまで存置する。
- 22 日本大学鶴ヶ丘高等学校美術科及び音楽科は平成2年1月19日をもって廃止する。
- 23 日本大学短期大学部第一部建設科・工業技術科・農業科及び生活環境科は平成3年4月1日をもって日本大学短期大学部第一部建設学科・工業技術学科・農学科及び生活環境学科に名称を変更する。ただし、同第一部建設科・工業技術科・農業科及び生活環境科は平成2年度以前の入学生が全員卒業するまで存置する。

- 24 日本大学大学院薬学研究科を平成4年3月19日をもって設置する。
- 25 日本大学工学部情報工学科を平成4年12月21日をもって設置する。
- 26 日本大学理工学部薬学科は平成5年11月30日をもって廃止する。
- 27 日本大学短期大学部第一部文科・商経科・家政科・建設科・工業技術科・農業科・生活環境科及び同第二部商経科は平成6年8月5日をもって廃止する。
- 28 日本大学文理学部応用地学科は平成8年4月1日をもって日本大学文理学部地球システム科学科に名称を変更する。ただし、応用地学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成8年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 29 日本大学芸術学部デザイン学科を平成7年12月22日をもって設置する。
- 30 日本大学生物資源科学部を平成7年12月22日をもって設置する。
- 31 日本大学工学部電気工学科は平成10年4月1日をもって日本大学工学部電気電子工学科に名称を変更する。ただし、電気工学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 32 日本大学大学院総合基礎科学研究科を平成9年12月19日をもって設置する。
- 33 日本大学理工学部工業化学科は平成11年4月1日をもって日本大学理工学部物質応用化学科に名称を変更する。ただし、工業化学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 34 日本大学国際関係学部国際交流学科及び国際ビジネス情報学科を平成10年12月22日をもって設置する。
- 35 日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科及び総合社会情報研究科を平成10年12月22日をもって設置する。
- 36 日本大学東北高等学校工業化学科は平成11年3月23日をもって廃止する。
- 37 日本大学工学部工業化学科は平成12年4月1日をもって日本大学工学部物質化学工学科に名称を変更する。ただし、工業化学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成12年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 38 日本大学大学院生物資源科学研究科を平成11年12月22日をもって設置する。

附 則

- 1 平成12年7月19日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部中国文学科、同応用数学科、日本大学理工学部交通土木工学科、同電子工学科、日本大学生産工学部電気工学科、同工業化学科、同数理工学科及び日本大学短期大学部生活文化学科、同工業技術学科は平成13年4月1日をもって日本大学文理学部中国語中国文化学科、同情報システム解析学科、日本大学理工学部社会交通工学科、同電子情報工学科、日本大学生産工学部電気電子工学科、同応用分子化学科、同数理情報工学科及び日本大学短期大学部食物栄養学科、同基礎工学科に名称を変更する。
- 3 日本大学文理学部中国文学科、同応用数学科、日本大学理工学部交通土木工学科、同電子工学科、日本大学生産工学部電気工学科、同工業化学科、同数理工学科及び日本大学短期大学部生活文化学科、同工業技術学科は、第5条第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成12年7月28日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部第一部文学科及び第二部商経学科は平成12年7月28日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成12年12月27日から施行する。
- 2 日本大学東北高等学校土木科は平成12年12月27日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成13年9月28日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部独文学科は平成14年4月1日をもって日本大学文理学部ドイツ文学科に名称を変更する。
- 3 日本大学文理学部独文学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成15年3月28日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 日本大学三島中学校を平成15年3月28日をもって設置する。

附 則

- 1 日本大学大学院農学研究科は、平成15年5月23日付けをもって廃止する。
- 2 日本大学文理学部物理生命システム科学科を平成15年5月23日付けをもって設置する。
- 3 日本大学農獸医学部、同農学科・農芸化学科・獸医学科・畜産学科・食品経済学科・林学科・水産学科・農業工学科・食品工学科・拓殖学科及び応用生物科学科は平成15年5月23日付けをもって廃止する。

附 則

- 1 平成15年11月27日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院法務研究科を平成15年11月27日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成16年3月31日から施行する。
- 2 日本大学東北高等学校建築科・機械科及び電気科は平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成17年1月28日から施行する。
- 2 日本大学大学院総合科学研究科を平成17年1月28日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成17年3月9日から施行する。

- 2 日本大学高等学校商業科は平成17年3月9日をもって廃止する。
- 3 日本大学山形高等学校商業科は平成17年3月9日をもって廃止する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成18年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 日本大学生産工学部管理工学科は平成18年4月1日をもって日本大学生産工学部マネジメント工学科に名称を変更する。
- 3 日本大学生産工学部管理工学科は、改正後の寄附行為第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部生物資源学科を平成19年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学法学部第一部管理行政学科及び日本大学生物資源科学部農芸化学科・食品科学工学科は、平成21年4月1日をもって日本大学法学部第一部公共政策学科及び日本大学生物資源科学部生命化学科・食品生命学科に名称を変更する。ただし、日本大学法学部第一部管理行政学科及び日本大学生物資源科学部農芸化学科・食品科学工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 日本大学生産工学部環境安全工学科及び創生デザイン学科を平成21年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成20年7月29日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学藤沢中学校を平成21年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部農学科は平成21年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院新聞学研究科を平成22年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成21年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院知的財産研究科を平成22年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学経済学部第一部金融公共経済学科を平成22年4月1日をもって設置する。
- 3 日本大学工学部物質化学工学科及び日本大学生物資源科学部食品経済学科は、平成22年4月1日をもって日本大学工学部生命応用化学科及び日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科に名称を変更する。ただし、日本大学工学部物質化学工学科及び日本大学生物資源科学部食品経済学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部生活環境学科は平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 日本大学国際関係学部国際総合政策学科及び国際教養学科を平成23年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部応用物理学部は平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年6月3日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学薬学部生物薬学科は平成23年6月3日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部建設学科、基礎工学科及び応用化学科は、平成24年4月1日をもって日本大学短期大学部建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科及び生命・物質化学科に名称を変更する。ただし、日本大学短期大学部建設学科、基礎工学科及び応用化学科は、第5条第2号の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成24年10月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部社会福祉学科並びに日本大学理工学部まちづくり工学科及び応用情報工学科を平成25年4月1日をもって設置する。
- 3 日本大学文理学部情報システム解析学科並びに日本大学理工学部社会交通工学科及び電子情報工学科は、平成25年4月1日をもって日本大学文理学部情報科学科並びに日本大学理工学部交通システム工学科及び電子工学科に名称を変更する。ただし、日本大学文理学部情報システム解析学科並びに日本大学理工学部社会交通工学科及び電子情報工学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部商経学科は、平成25年4月1日をもって日本大学短期大学部ビジネス教養学科に名称を変更する。ただし、日本大学短期大学部商経学科は、第5条第2号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年6月7日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学法学部第二部新聞学科は平成25年6月7日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成26年6月13日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学法学部第二部政治経済学科は平成26年6月13日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成26年9月26日から施行する。
- 2 日本大学山形中学校は平成26年9月26日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成27年1月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 日本大学藤沢小学校を平成27年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院総合科学研究科及び日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科は平成27年3月31日をもって廃止する。
- 3 日本大学生物資源科学部くらしの生物学科を平成27年4月1日をもって設置する。
- 4 日本大学生物資源科学部植物資源科学科は、平成27年4月1日をもって日本大学生物資源科学

部生命農学科に名称を変更する。ただし、日本大學生物資源科学部植物資源科学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本大学危機管理学部及び日本大学スポーツ科学部は平成28年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成28年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年4月1日施行のこの寄附行為により、増員になった理事の任期については第10条第1項ただし書を、増員になった評議員の任期については第25条第1項ただし書をそれぞれ準用する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部地球システム科学科及び物理生命システム科学科は、平成28年4月1日をもって日本大学文理学部地球科学科及び生命科学科に名称変更する。ただし、日本大学文理学部地球システム科学科及び物理生命システム科学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年6月3日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学経済学部第二部経済学科及び日本大学短期大学部生物資源学科は平成28年6月3日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 平成29年4月1日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 日本大学認定こども園を平成29年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成30年6月1日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学大学院知的財産研究科並びに日本大学国際関係学部国際関係学科、国際文化学科、国際交流学科及び国際ビジネス情報学科は平成30年6月1日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

令和2年3月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、令和3年6月4日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学短期大学部生命・物質化学科は令和3年6月4日（理事会承認の日）をもって廃止す

る。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の令和4年4月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の令和4年11月22日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院危機管理学研究科及び日本大学大学院スポーツ科学研究科並びに日本大学生物資源科学部バイオサイエンス学科、動物学科、海洋生物学科、森林学科、環境学科、アグリサイエンス学科、食品開発学科、国際共生学科及び獣医保健看護学科は令和5年4月1日をもって設置する。

附 則

令和5年12月22日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

- 1 令和7年1月24日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。ただし、会計監査人及び常勤監事に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際、現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちからこの寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、評議員を辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際、現に在任する理事であって、私立学校法第31条の資格及び構成を満たすものの任期は、第10条第2項で規定する理事の選任区分にかかわらず、令和8年度の定時評議員会の終結の時までとする。ただし、理事の選任時の要件を満たさなくなった場合はこの限りでない。
- 4 この寄附行為の施行の際、現に在任する理事が欠けた場合に補欠によって理事となった者の任期は、現任理事の在任期間とする。
- 5 この寄附行為の施行の際、現に在任する令和4年6月1日付けで就任した監事であって、私立学校法第46条の資格及び構成を満たすものの任期は、令和8年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 6 この寄附行為の施行の際、現に在任する令和6年6月1日付けで就任した監事であって、私立学校法第46条の資格及び構成を満たすものの任期は、令和9年度の定時評議員会の終結の時までとする。
- 7 この寄附行為の施行の際、現に在任する評議員であって、令和7年度の定時評議員会の終結の時以後に任期が満了するものの任期については、令和7年度の定時評議員会の終結の時まで短縮する。
- 8 この寄附行為の施行の際、現に在任する顧問については、なお従前の例による。
- 9 この附則第3項から第7項に係る役員又は評議員の解任は、なお従前の例による。

10 第40条第2項ただし書きは、令和7年度の定時評議員会の終結後に新たに就任する評議員から適用する。